

# 仕 様 書（企画提案用）

## I. 事業の件名

地域の観光資源を活用したプロモーション事業

「Step into “Greater Tokyo”：首都圏エリアへの FIT 誘客プロジェクト 2021-2022  
～オンライン広告配信を活用したウェブ事業～」

【対象国・地域】

英語圏（欧米豪）、英語圏（アジア）、中国語圏（繁体字圏）、タイ語圏

【連携先】

水郷三都観光推進協議会、埼玉県、山梨県笛吹市、甲州市観光協会、千葉市、草津温泉旅館協  
同組合、(一社)みなかみ町観光協会、(公財)東京観光財団、(一社)東伊豆町観光協会、伊東市  
インバウンド推進協議会、小田急電鉄(株)、京王電鉄(株)、京成電鉄(株)、京浜急行電鉄(株)、  
西武鉄道(株)、東武鉄道(株)

## II. 事業の概要

### 1. 事業の目的

関東運輸局は、上記連携先と共に、1都8県（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県）を“Greater Tokyo”として魅力を訴求し、訪日旅行者の増加及び回遊性の向上を図る。知名度を問わず、当該地域で体験できるアクティビティ、文化、温泉、食、自然鑑賞、名所旧跡及び交通情報などの魅力を一体的に PR し、実際の訪問をより促すため、旅行記事の制作及びウェブサイトの開設、オンライン広告の実施を行う。

### 2. 事業内容

企画提案にあたっては、以下の（１）～（３）に掲げる業務の内容を踏まえ、実施方法・手順・留意点等を含めた業務実施方針を明示した提案を行うこと。また、観光庁及び JNTO 発表の市場別プロモーション方針に沿った提案を行うこと。

（市場別プロモーション方針 [http://www.mlit.go.jp/kankocho/page03\\_000054.html](http://www.mlit.go.jp/kankocho/page03_000054.html)）

#### （１）旅行記事の制作・編集（事業規模：360万円程度）

##### A. 業務の内容

令和3年6月から令和4年3月までの期間中に在日外国人ライターによる旅行記事を12本（12日分）以上制作・編集を行う。また、各記事に対するアンケートを作成・実施し、集計・分析を行う。

##### ①旅行記事の対象国・地域

(イ)対象は上記項目 I の対象国・地域と同様とする。

(ロ)記事内で使用する言語は全て上記項目 I の対象国・地域の対象言語とすること。（他言語への翻訳は行わない。関東運輸局及び連携先へ提出する日本語翻訳の要約を除く。）

(ハ)原則として、取材コース毎に別紙 1 により指定された言語を使用することとし、事前に関東運輸局及び連携先と調整の上で決定すること。

##### ②ライターの選定及び調整

(イ)選定については、受注者決定後、取材コース毎に関東運輸局及び連携先の承認をもって正式に決定すること。

### ③取材コースの企画、調整、手配、運営

- (イ)ライターが訪問する観光地、施設等については別紙1により指定された箇所を含めた上で、関東運輸局及び連携先と調整の上、決定すること。なお、別紙1の「必須コンテンツ」については、原則として行程に含めることとするが、全体の行程と併せて関東運輸局及び連携先と調整の上で決定すること。
- (ロ)行程は1回の取材コースにつき、日帰り(1本分)もしくは1泊2日(2本分)とすること。
- (ハ)関東運輸局及び連携先と調整の上、別紙1により指定された箇所には事前に、ライターがその前後の行程で訪れようとする箇所には適宜連絡及び調整を行い、取材先の撮影許可等(取材場所や素材等の取材先への調整、著作権処理、その他今般事業の取材前からウェブサイトへの掲載後に係る一切の許認可、届出、調整等)を取ること。  
また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響で取材先が一時閉店・一時閉館していても資料等より取材して記事化することも合わせて許可を取ること。
- (ニ)紹介する内容、行程は極力他の記事との差別化を図り対象国・地域で人気を集めることができるものとする。
- (ホ)原則として行程の起点は東京都内とし、最初に利用する交通手段は公共交通機関として、関東運輸局及び連携先と調整の上で決定すること。
- (ヘ)連携先が公共交通事業者の取材コースの場合、移動時については当該交通手段を利用すること。

### ④取材時期の日程調整

- (イ)ライターの取材時期については別紙1により指定された時期を目途とし、実際の取材時期については関東運輸局及び連携先と調整の上、決定すること。なお、日程は原則として平日とする。

### ⑤取材に係る交通、宿泊その他の手配

- (イ)取材に係る交通手段、宿泊の手配に関する費用その他は、すべて事業費の中で手配すること。なお、宿泊費用については1万円程度を想定すること。

### ⑥記事の制作、提出

- (イ)制作する記事は、以下の内容を含んだものを執筆すること。
  - (i)別紙1により指定された箇所に関すること
  - (ii)上記(i)の前後の行程で訪れた、対象国・地域の旅行者の興味・関心を引くような箇所に関すること。
  - (iii)起点である東京都内からの移動時に利用した公共交通機関に関すること(起点が東京都内でない場合は、記事内に東京都内からその起点までの公共交通機関に関する情報を記載すること)。
  - (iv)上記(i)・(ii)・(iii)を訪問、体験、利用した際の写真もしくは動画。
- (ロ)掲載施設の外国語名称については、施設が指定する外国語名称を確認の上、記載すること。
- (ハ)制作した記事が魅力や利便性等を含み、充実した内容となるようチェックした上で取材終了後3週間程度を目途に関東運輸局及び連携先に提出すること。なお、その際にファクトチェック及びネガティブチェックが可能な日本語翻訳した要約を提出すること。
- (ニ)原稿(記事面、地図、イラスト、写真、動画等)の校正は、受注者の責任において校了とすること。校了後に誤り、要訂正箇所等が見つかった場合は、受注者の責任において速やかに訂正することとし、訂正等により発生した費用及び損失に対して、関東

運輸局及び連携先は一切責任を負わないものとする。

⑦ライターへのアンケート実施

(イ) アンケートを作成し、実施すること。内容については、関東運輸局及び連携先の確認を受けることとし、今後の訪日観光客増加に向けた検討材料となるようなものとする。

(ロ) 集計・分析を行った結果については、効果測定書に記載すること。

B. 企画提案内容

①ライターの選定及び調整

(イ) 以下の要件を満たしたライターを選定し提案すること。

(i) 在日外国人ライターであること。

(ii) 旅行等のテーマで実績のある人物であること。

(iii) 対象国・地域における主要な旅行者の性別、年齢層などを踏まえ、訪日旅行への関心、意欲を喚起し、具体的な行動を促進するような訴求効果の高い体験記事の制作が可能な人物であること。

(iv) 「地域の観光資源を活用したプロモーション事業」のプロモーションという主旨を踏まえ、事前準備から事後報告を含め協力的に対応できる人物であること。

② ライターへのアンケート実施

(イ) 想定するアンケート項目について、企画提案書に記載すること。

③その他

(イ) 上記に加えて、事業目的を達成するため、より効果的な企画等があれば提案を行うこと。

(2) 特設サイトの開設・更新・運用・管理事業（事業規模：375万円程度）

A. 業務の内容

2.(1)で制作した記事（写真もしくは動画を含む）及び以下サイトの旅行記事（130本）（以下、「既存記事」と言う。）を、旅行関連サイト内に開設したウェブサイト（以下、「特設サイト」という。）に掲載及び当該旅行関連サイトやライター等のSNSに投稿すること。また下記既存の旅行記事の中で情報を修正する必要がある記事はリライトし、新情報を掲載する。尚、情報の修正は写真データ、日付、価格等読者にとってアップデートが必要な情報に限り、大幅な記事内容の変更には至らないこととする。

※旅行記事（130本）

<英語記事 53本><https://matcha-jp.com/en/greatertokyo>

<中国語（繁体字）記事 46本><https://matcha-jp.com/tw/greatertokyo>

<タイ語記事 31本><https://matcha-jp.com/th/greatertokyo>

①特設サイトの開設・運用・管理

(イ) 2.(1)A.⑥において制作・編集した旅行記事及び既存記事を集めた特設サイトを、既に一定の集客力のある旅行関連サイト内に開設し、運用・管理を行うこと。

(ロ) 旅行関連サイトの選定については、関東運輸局及び連携先に速やかに協議をし、承認を得ること。

(ハ) 既存記事の中で情報を修正する必要がある記事はリライトし、新情報を掲載すること。

(ニ) 既存記事の引き継ぎに伴う費用は本業務の受注者において見込むこと。

## ②特設サイト開設時期

(イ)可能な限り早い時期に開設すること。

## ③特設サイトの構成、コンテンツ

(イ)言語別（英語、中国語（繁体字）、タイ語）に特設サイトを制作し、記事についてはそれぞれの言語のサイト毎に整理を行うこと。

(ロ)各言語のトップページには以下の内容を加えること。

(i) テーマ・トピックス・季節・エリア別等の記事一覧表示機能

(ii) キーワード検索機能

(iii) 地理情報、空港アクセス情報等の基本的な情報

(iv) 更新情報

(v) 訪日旅行不安払拭動画（JNTO）へのリンク

<https://youtube.com/watch?v=G1HyDxchl8g&feature=share>

(vi) その他、特設サイトへの集客をより図ることが出来る内容

(ハ)エリア別の記事一覧を表示するページには該当エリア内の記事掲載スポットを地図上にプロット（ピン表示等）する機能を加えること。

(ニ) Greater Tokyo（1都8県）の魅力を効果的にPRすることが出来るコンセプトや効果的なデザイン等とすること。

(ホ)施設やアクティビティ、宿泊、交通パス等の予約機能もしくはメタサーチ機能を記事内に付加すること。なお、付加する予約プログラムもしくはメタサーチエンジンについては、Greater Tokyo（1都8県）内の施設やアクティビティ、宿泊、交通パス等を広く網羅するものとし、関東運輸局及び連携先と調整の上で決定すること。

(ヘ)記事内への予約機能もしくはメタサーチ機能の付加により、記事そのものへの興味・関心が薄れることがないように配慮すること。

(ト)トップページから各記事への遷移及び記事間での回遊をより図ることが出来る構成にすること。

(チ)記事毎に連携先が指定した外部サイトを「おすすめする外部サイト」等として表示すること。

(リ)各サイトの情報更新日を掲載すると共に、記事についても旅行実施年・月を記載すること。

(ヌ)当該旅行関連サイトやライター個人等の SNS との連動を図り、共通ハッシュタグを加えること。

(ル)動画記事については、既に開設済みの YouTube チャンネルにおいても視聴できるようにすること。

(ロ)「Japan. Endless Discovery.」及び「TOKYO & AROUND TOKYO」のロゴ、キャッチフレーズ等を掲載するよう調整すること。

(ワ)「Tokyo & Around Tokyo」のウェブサイトと可能な限り有機的連携を図るよう調整すること。

<https://tokyoandaroundtokyo.com/>

(カ)順次コンテンツが増えていくことを想定し特設サイトの構築及び設計をすること。

(ヨ)特設サイト内の全ての企画は、他人の名誉、信用、プライバシー権、肖像権、著作権、その他の権利を侵害しないものであること。また、公序良俗、一般常識に反する内容でないこと。

## ④特設サイトの運営

(イ)サーバーは受注者で用意し、受注者は当該プロモーション用サイトの運営が正常に

行われるために全てのサーバー保守、データバックアップ、モニタリング等の管理を行うこと。また、ステルスマーケティング対策を行うこと。

- (ロ)SEO 対策など、アクセス件数の向上に関する対応を適宜実施すること。
  - (ハ)サイトオープン以降毎月 1 回程度アクセス解析（記事に付加した予約機能、メタサーチ機能を利用した購買実績等を含む）を行い、関東運輸局及び連携先に報告すること。
  - (ニ)また、汎用性のある特設サイトを制作し、権利関係や特殊費用の発生等が生じないような処置を行うこと。
- ⑤事業の実施状況、記事掲載実績等の効果測定・実施報告書等に関することの把握・データ収集・報告及び成果現物（記事データ）の関東運輸局及び連携先への提出
- (イ)記事の内容全て（写真、動画データを含む）及び、記事の内容を日本語に翻訳した要約文書を成果現物とする。
  - (ロ)関東運輸局及び連携先が、制作した記事をウェブサイト等自らのメディアで二次利用できるよう、権利関係を明確にしておくこと。
  - (ハ)取材をした施設の記事に記載した場合は、該当施設あてに記事内容を情報提供すること。

## B. 企画提案内容

### ①特設サイトの開設・運用・管理

- (イ)企画提案にあたり、特設サイトの開設が可能な旅行関連サイトのユニークユーザー数等を明示の上で、選定理由を具体的に説明すること。なお、選定する旅行関連サイトはユニークユーザー数 48 万 UU 以上であることを条件とする。

### ②特設サイトの構成、コンテンツ

- (イ)Greater Tokyo（1 都 8 県）の魅力を効果的に PR することが出来るコンセプトや効果的なデザイン等を提案すること。
- (ロ)記事内に付加が可能な予約プログラムもしくはメタサーチエンジン並びに実際の訪問をより促すために効果的な付加の方法を提案すること。なお、提案内容は、Greater Tokyo（1 都 8 県）内の施設やアクティビティ、宿泊、交通パス等を広く網羅するものとし、提案時には、選定理由について具体的に説明すること。

### ③特設サイトのアクセス目標値

- (イ)特設サイトのページビュー数及びユニークユーザー数の目標値を提示すること。なお、ユニークユーザー数については、総合 48 万 UU を最低ラインとしている。  
※各記事公開日～令和 2 年 3 月 15 日のアクセス数（参考）
  - ・総合ページビュー数：約 1 6 8 万 PV
  - ・総合ユニークユーザー数：約 1 5 3 万 UU
- (ロ)上記の目標値を達成するため、効果的な手法を提案し、理由と共に企画提案書に記載すること。

### ④その他

- (イ)上記に加えて、事業目的を達成するため、より効果的な企画等があれば提案を行うこと。

## (3) オンライン広告事業（事業規模：327万円程度）

### A. 業務の内容

#### ①業務内容

- (イ)上記項目（1）において開設した特設サイトへの集客を強化するため、対象市場及

びターゲットにリーチするようなオンライン広告を実施すること。なお、オンライン広告手法については、関東運輸局及び連携先と調整の上で決定すること。

(ロ)実施時期は、特設サイトの開設後から令和4年3月11日(金)までの期間中で適切な時期とし、関東運輸局及び連携先と調整の上で決定すること。

(ハ)広告の誘導先は、特設サイトのトップページ並びに連携先の記事ページとする。なお、連携先の記事ページを対象としたオンライン広告については別紙2に示した費用にて行うこととし、その内訳は受注者決定後に別途指示する。

(ニ)連携先ウェブサイトで利用できるバナーを制作すること。

(ホ)広告の表示回数、クリック数、クリック率等の広告から特設サイトへ流入する際の数値、SNSリーチ数のPR効果を毎月1回程度、関東運輸局及び連携先に報告すること。また、必要に応じその結果に応じた改善策を実施すること。

(ヘ)広告の実施状況を確認するため、広告媒体管理画面のカスタマーIDとパスワードを関東運輸局及び連携先に報告すること。

## ②広告配信ターゲット

(イ)ターゲットとする国・地域は、該当記事の使用言語別に英語圏、中国語圏(繁体字圏)、タイ語圏とすること。英語圏への広告配信は欧米とアジア圏に対し偏りがないようバランスよく配信すること。また、該当コースへの個人旅行が期待できる属性(嗜好)等を考慮することとし、事前に関東運輸局及び連携先と調整の上で決定すること。

(ロ)トップページを対象としたオンライン広告に係る費用は、旅行記事の言語別本数割合に応じ、按分を行い、事前に関東運輸局及び連携先と調整の上で決定すること。

## B. 企画提案内容

### ①業務内容

(イ)特設サイトへの集客を図るため、対象市場及びターゲットにリーチするようなオンライン広告の手法並びに適切な実施時期を提案すること。なお、手法についてはバナー広告、動画広告、リスティング広告、リマーケティング広告、記事広告等、広く効果的なプロモーション手法を提案すること。

(ロ)オンライン広告手法については、選定理由を含めて提案すること。

(ハ)掲載期間や広告表示回数等の広告効果を明確にすること。

(ニ)バナー広告・動画広告を提案する場合は、そのデザインを提示すること。なお、誘導先が連携先の記事ページの場合には、それに応じたデザインを提示すること。

(ホ)オンライン広告事業の目標値として、以下の項目について提示すること。

(i) 広告の媒体接触者数

なお、300万(impression数)を最低ラインとしている。

(ii) 広告のクリック数

なお、26万回を最低ラインとしている。

(iii) 上記の目標値を達成するため、効果的な手法を提案し、理由と共に企画提案書に記載すること。

### ②その他

(イ)上記に加えて、事業目的を達成するため、より効果的な企画等があれば提案を行うこと。

## 3. その他留意事項

(1) 各事業において、運営、管理、庶務を行うこと。

(2) 事業の実施記録については、カメラ等を用いて記録を行うこと。

- (3) 本事業の業務遂行に重要な役割を果たす優れた経験及び能力を有する予定担当者を明確にし、常態的に関東運輸局及び連携先との連絡調整等を密に行えるものであること。
- (4) 本事業は、関東運輸局及び連携先と十分に協議を行いながら事業を進めることとし、作業内容及び本仕様書の内容に疑義が生じたときには、その都度関東運輸局及び連携先と協議の上、その指示に従い作業を進めること。また、関東運輸局及び連携先は、作業期間中いつでもその作業状況の報告（報告書の作成を含む）を求めることができるものとする。なお、本仕様書に定めのない事項については、その都度協議の上対応するものとする。
- (5) 本業務で発生した制作物等の著作権は関東運輸局及び連携先に帰属する。
- (6) 本業務により得られた全著作物（第三者があらかじめ著作権を保有している図・写真を除く）について、関東運輸局または連携先は受注者及び掲載施設等の許可なく無償で使用・加工ができるものとする。
- (7) 本業務により得られる著作物の著作者人格権について、受注者は将来にわたり行使しないこと。また、受注者は本作品の制作に関与した者について著作権を主張させず、著作者人格権についても行使させないことを約するものとする。
- (8) 本業務に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受注者が負うこと。
- (9) 上記（5）～（8）の規定は、本業務の一部を第三者に委託した場合においても適用する。受注者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任を負うこと。
- (10) 成果物に重大な瑕疵があった場合は、原因者において、回収、修正等必要な措置を講じること。
- (11) 本業務で取り扱うこととなる個人情報の管理は適正に実施すること。
- (12) EU 一般データ保護規則（GDPR）対象地域で実施する事業については、同規則を遵守して業務を行うこと。
- (13) ライターの安全を担保すること。また、本業務の実施に係る責任は全て受注者が負うこと。
- (14) 緊急時の連絡体制を構築し、必要に応じて関係者と情報を共有すること。

### Ⅲ. 中間報告会実施及び効果測定、成果物

- 1. 中間報告会を実施し、事業の実施状況がわかる資料を基に報告を行うこと。
- 2. 効果測定の実施
  - (1) アンケート調査の企画・運営・集計・分析
  - (2) 事業実施後における効果測定方法の提案【企画提案内容】及び実施（配信記事の閲覧回数、広告換算額算定等を含む）
- 3. 事業の進捗管理及び目標、成果については、所定のシステムに入力し、管理することがある。詳細については、受注決定後に関東運輸局が必要に応じて別途指示するので、対応すること。
- 4. 実施事業におけるデータ等の還元について、別途公表している「地域の観光資源を活用したプロモーション事業」及び各種データ等還元提出フォーマットに従って、それぞれの業務毎に関東運輸局の指示する形式にてデータを納品すること。  
([https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/kankou/kankou/gaikokujin\\_zoudai.html](https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/kankou/kankou/gaikokujin_zoudai.html))
- 5. 成果物の作成

(1) 提出物

A.本事業実施報告書／効果測定書電子データ（報告書を記録した電子媒体）

関東運輸局 1部 連携先 各1部 合計17部

（電子媒体はCD又はDVDとし、Microsoft Word2013、Microsoft Excel2013、Power Point2013において編集可能ないずれかのファイル形式及びPDF形式の両方で保存するものとする。）

B.電子データとしては、本編の他に事業の概要を簡潔にまとめたA4判カラー1枚を作成すること。

C.成果現物（上記項目Ⅱ. 2. (2) A. ⑤に記載のもの）

関東運輸局 1部 連携先 各1部 合計17部

（イ）電子媒体はDVDとし、パソコン上で再生できる形式で保存するものとする。

D.報告書等の作成にあたっては、事前に監督職員の承認を受けること。

(2) 提出期限

本事業実施報告書及び事業効果測定書電子データ・・・令和4年3月18日（金）  
成果現物・・・データ入手次第速やかに

(3) 提出先

神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第二合同庁舎  
国土交通省関東運輸局観光部国際観光課及び各連携先